

久喜宮代衛生組合家庭用生ごみ処理機貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を久喜宮代衛生組合(以下「衛生組合」という。)管内の一般家庭に貸出しを行い、住民が実際に処理機の使用により効果を体験することで、処理機の普及を促進し、もって住民による生ごみの自家処理の推進並びにごみ排出量の削減及びごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 処理機の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 衛生組合管内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機の設置場所を屋内に確保できる者
- (3) 処理機を適正に維持管理できる者
- (4) 処理機について、衛生組合が実施するアンケート調査に協力できる者

2 処理機の貸出先は、貸出しの対象者が所属する世帯とし、事業所等は除くものとする。

(貸出期間)

第3条 処理機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含め連続した15日以内とする。ただし、返却日が久喜宮代衛生組合の休日を定める条例(平成5年衛生組合条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日を返却日とする。

2 前項の規定に関わらず、貸出しを受けた者が前条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに返却しなければならない。

(貸出数量及び回数)

第4条 貸出しは、1世帯につき1基1回限りとする。

(申込み)

第5条 処理機の貸出しを受けようとする者(以下「利用者」という。)は、衛生組合に電話又は口頭により予約を行うとともに、家庭用生ごみ処理機借用書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申込みにあたり、利用者は、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

(貸出方法)

第6条 処理機の貸出方法は、利用者に対し、衛生組合の窓口において直接引き渡す方法とする。

(貸出料)

第7条 処理機の貸出料は、無料とする。ただし、処理機の使用及び運搬に関する経費は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理機を屋内に設置し、適正に維持管理すること。
- (2) 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しないこと。
- (3) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (4) 処理機に異常が生じた場合は、衛生組合に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 処理機を他に譲渡、転貸又は担保しないこと。
- (6) 組合が実施するアンケート調査に協力すること。
- (7) 処理機を営利目的に利用しないこと。
- (8) 処理機の処理能力を超えて使用しないこと。

(貸出しの取消)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、貸出した処理機を返却させることができる。

- (1) 利用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(返却方法)

第10条 処理機の返却方法は、利用者が返却日に衛生組合へ運搬し、引き渡す方法とする。

2 利用者は、返却する際、処理機を次の利用者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却するものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、貸出しを受けた処理機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 利用者が、貸出しを受けた処理機の利用により、本人又は第三者に及ぼした損害の責任は、当該利用者が負うものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

久喜宮代衛生組合
管理者

あて

(利用者)

住所 久喜市・宮代町

氏名

電話

家庭用生ごみ処理機借用書

家庭用生ごみ処理機の使用について、久喜宮代衛生組合家庭用生ごみ処理機貸出事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり借用します。

なお、使用にあたっては、久喜宮代衛生組合家庭用生ごみ処理機貸出事業実施要綱を遵守いたします。

記

借用期間 開始日 年 月 日()

返却日 年 月 日()

【組合記入欄】※記入しないでください

本人確認書類	運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・ パスポート・その他 ()	確認者	
--------	---	-----	--